| | | |
|---|---|---|
| | | 法」という。）並びに細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する測定方法（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。 |
| （略） | （略） | （略） |
| UTAC | Autodrome de Linas-Montlhéry-BP20212, F-91311 Montlhery CEDEX, France | ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。 |
| ECO CERTIFICAZIONI S.p.A | Via Mengolina, 33 48018 Faenza Ravenna, Italy | ＷＭＴＣモード法に限る。 |
| （略） | （略） | （略） |

| | | |
|---|---|---|
| | | に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に基づく測定方法（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。 |
| （略） | （略） | （略） |
| UTAC | Autodrome de Linas-Montlhéry-BP20212, F-91311 Montlhery CEDEX, France | ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。 |
| （略） | （略） | （略） |

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

**第二条**　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）<br>**第一条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。 | （審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）<br>**第一条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。 |

| 名称 | 住所 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| CSI (Certification of Safety Institute S.p.A.) | Viale Lombardia, 20 20021 Bollate (MI), Italy |
| ECO CERTIFICAZIONI S.p.A | Via Mengolina, 33 48018 Faenza Ravenna, Italy |
| （略） | （略） |

| 名称 | 住所 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| CSI (Certification of Safety Institute S.p.A.) | Viale Lombardia, 20 20021 Bollate (MI), Italy |
| （略） | （略） |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。